

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
随意契約見積心得書

令和7年4月1日施行
令和8年1月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この心得は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）が行う業務の契約を、随意契約により行う場合の見積書の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 見積書の提出を求められた者（以下「見積者」という。）は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構契約規程その他関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

(仕様書等の熟覧)

第3条 見積者は、法人が示す仕様書、図面、現場説明書及び現場等を確認の上、見積を行わなければならない。この場合において、仕様書、図面、設計書等について疑義があるときは、法人に説明を求めることができる。

(見積等)

第4条 見積者は、見積書を作成し、封かんの上件名及び見積者の氏名（企業の場合は、その名称）を記載し、法人が指定した場所及び日時に、提出しなければならない。提出期限に遅れた場合は、棄権とみなす。法人が見積書の様式を指定した場合は、当該様式による見積書を作成すること。

- 2 法人が、見積者に対して、提出時に身分証明書の確認を求めることがある。
- 3 見積書に記載する金額は、見積者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額とすること。ただし、指名通知等で特に定めた場合は、この限りでない。
- 4 見積書の日付は、見積書を作成した日を記入すること。ただし、指名通知等で特に定めた場合は、この限りではない。
- 5 見積依頼書又は見積依頼で郵送による見積書の提出を認めた場合において、見積書を郵送しようとするときは、二重の封筒とし、表封筒に「〇〇見積書在中」と朱書きし、中封筒に「〇〇見積書」と記載し、当随意契約の担当職員あてに親筆で提出しなければならない。ただし、法人が認めたものについてはメールでの提出も認めることとする。
- 6 前項の見積書が、法人が指定した日時までに到着しないときは、

当該見積書は無効とする。

7 見積書を提出した後は、これを引換え、変更し、又は取消しすることはできない。

(見積の辞退)

第5条 見積者は、見積合わせが完了するまでは、いつでも見積を辞退することができる。

2 見積者が見積を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 見積合わせ前にあっては、見積辞退届を法人に直接持参し、又は郵送（見積日の前日までに到達するものに限る。）するものとする。法人が見積辞退届の様式を指定した場合は、当該様式による見積書を作成すること。

(2) 見積合わせ中にあっては、見積辞退の旨を見積書に記載し法人に提出するものとする。

3 見積を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積の確保)

第6条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に接触する行為を行ってはならない。

(見積合わせの中止等)

第7条 見積者が談合し、又は不穏な行動を行った場合等において、見積合わせを公正に執行することができないと認めるときは、当該見積者を見積合わせに参加させず、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめがあることある。

2 見積合わせに際して災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめがあることがある。

(無効の見積書)

第8条 次の各号の一に該当する見積書は無効とする。

(1) 当方から示した以外の条件を付した見積書

(2) 見積者の氏名押印を欠く見積書

(3) 見積書の金額を訂正した場合で、訂正印の押印のない見積書
又は見積書の金額を改ざんした見積書

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書

(5) 明らかに不正によると認められる見積書

(6) 同じ見積合わせに2以上の金額を記載した見積書

(7) その他この心得書に違反した見積書

(契約の相手方の決定)

第9条 契約の相手方は、予定価格の制限の範囲内で最低（収入の原因となる契約にあっては最高）の価格をもって見積した者とする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あると

きは、直ちに当該見積をした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。

- 3 前項の場合において、当該見積をした者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代わって当該見積に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度見積)

第10条 法人は提出された見積書に予定価格を満たすものがないときは、必要に応じ再度見積合せを行うことができる。ただし、第1回目の見積合せに参加しなかった見積者は、参加できない。

(契約書等の提出)

第11条 契約書の作成を要する場合においては、契約の相手方は法人から交付された契約書に記名押印し、法人が指定した日までにこれを提出しなければならない。ただし、法人に書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が、前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方は、法人が指定した日までに請書を法人に提出しなければならない。ただし、法人がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
- 4 契約の相手方が、前項に規定する期間内に請書の提出をしないときは、契約の相手方としての資格を失う。

(異議の申し立て)

第12条 見積者は、見積書提出後、この心得、仕様書、図面、設計書、現場説明書及び現場等についての不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。